

環 評 審 第 3 号
平成14年 4月25日

沖縄県知事
稲 嶺 惠 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

那覇市・南風原町ごみ処理施設組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価書の審査について（答申）

平成14年4月19日付け沖縄県諮問文第2号で諮問のあったみだしのこと
について、別添のとおり答申します。

(別 添)

那覇市・南風原町ごみ処理施設組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価書の審査について(答申)

1. 那覇市及び南風原町のごみ排出量の実績及び予測から、ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は平成24年度以降も増加していくことが考えられることから、平成24年度以降にごみの減量化を図るために見直すとしている「一般廃棄物処理基本計画」については、関係機関と調整を図り現時点から見直すことを検討させること。
2. ダイオキシン類の事後調査については、ばい煙測定孔だけでなく、最大着地濃度地点においても実施させること。また、隣接している開邦高校における悪臭の事後調査を実施させること。
3. 道路交通騒音について、現地調査の測定結果及び自動車騒音の要請限度が騒音レベルの中央値(L_{50})であることと、騒音に係る環境基準値が等価騒音レベル(L_{Aeq})であること及び予測において等価騒音レベルを用いていることを整理させ、必要に応じて予測・評価をやり直させること。
4. 弁ヶ岳の植物の補足調査結果については、準備書における調査結果と合わせて整理させるとともに、植物の現況について見直させること。また、それに伴って、予測及び評価をやり直させること。
5. 地表に到達した大気汚染物質の降雨による流出によって、河川の汚染及び水生生物への影響のおそれがあることから、予測の際の大気汚染物質の最大着地濃度地点周辺において、供用後の「土壌」の事後調査を検討させること。
6. 工事期間が約4年に及ぶことから、対象事業実施区域においては、現況の植生が工事期間の最長約4年間消失し、生態系が崩壊する状況になり、また、在来種による植栽計画は、自然度の低い現況の植生とは異なる新たな植生の創出であり、現況と近似した状態が復元されるとは考えられないことから、「生態系」を環境影響評価項目として選定させること。
7. 景観の予測・評価において、13箇所の視点場を選定したにもかかわらず3箇所の視点場のみについて予測・評価を行った理由を明らかにさせること。
また、景観に対する環境保全措置については、実施設計時に、今後あらためて行う景観の調査、予測及び評価の結果に応じて、再度検討させること。

その際には、施設の高さ等の検討や圍繞景觀に対する環境保全措置の検討も行わせること。

- 8 . 歴史的・文化的環境への影響については、首里城からの弁ヶ岳の眺望の予測・評価についても追加させること。また、「東御廻り」の主要箇所から景觀については、施設が存在することによる影響について予測・評価させること。また、その際は、当該施設の建屋の高さだけでなく煙突の高さをも考慮させること。